

いわて体験交流施設指定管理者募集要項（案）

1 趣旨

岩手県（以下「県」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年岩手県条例第 36 号）の規定に基づき、指定管理者を募集するもの。

2 対象施設

- （1）平庭高原体験学習館（愛称：森のこだま館）（岩手県岩手郡葛巻町江刈第 1 地割 95-55）
- （2）平庭高原自然交流館（愛称：しらかばの湯）（岩手県久慈市山形町来内第 20 地割 13-165）

なお、本募集はいずれか一方の施設又は両方の施設について応募することができる（施設の詳細は、「いわて体験交流施設の概要」のとおり。）

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間。

ただし、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、この期間内であっても、指定を取り消し、又は業務の停止を命じることがある。

4 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次のとおり。（詳細は、「いわて体験交流施設管理運営業務仕様書」のとおり。）

- （1）施設の運営に関する業務
- （2）施設等の管理に関する業務
- （3）その他の業務

5 管理運営に要する経費

いわて体験交流施設に係る利用料金については、いわて体験交流施設条例において地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく「利用料金制度」を採用しており、指定管理者の収入として収受することができる。

なお、管理運営に要する経費は、施設の利用料金収入により賄うことを基本とし、県からの指定管理料はないもの。

また、利用料金については、条例で定められた上限額の範囲内で、指定管理者が知事の承認を得て定めるもの。

6 申請資格

- （1）法人その他の団体であること。（法人格の有無は問いません。）

ア 個人では申請できません。

イ 団体は、単独でも複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）でも申請できます。

ウ 単独で申請する団体は、他のグループの構成団体となって申請することはできません。

エ グループで申請する団体の構成団体は、単独又は他のグループの構成団体となって申請することはできません。

オ グループで申請する団体は、代表団体を定めるものとし、代表団体及び構成団体を変更することは、原則として認めません。

(2) 申請団体（グループ申請の場合の代表団体及び構成団体を含む。以下同じ。）が、次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する団体

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしている団体

ウ 県から指名停止措置を受けている団体

エ 都道府県税、法人税、消費税等を滞納している団体

(3) 申請団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

(4) 県内に事業所又は営業所を有すること。

7 申請手続

(1) 募集要項等の配付

ア 配付期間

令和 7 年 8 月 4 日（月）から令和 7 年 9 月 5 日（金）まで（土日及び祝日は除く。）
午前 9 時から午後 5 時まで

イ 配付場所

岩手県ふるさと振興部 県北・沿岸振興室 県北・沿岸振興担当（県庁舎 8 階）
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 電話：019-629-5211）

※ 郵送による配付は行いません。

※ 募集要項等は、以下ホームページからも取得できます。

いわて体験交流施設に関するページ

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/chiiki/teijuu/taiken/index.html>

(2) 募集要項に関する質問の受付及び回答

ア 質問受付期間

令和 7 年 8 月 4 日（月）から令和 7 年 8 月 29 日（金）まで（土日及び祝日を除く。）
午前 9 時から午後 5 時まで

イ 質問受付方法

質問書（様式第 9 号）に記入のうえ、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

ウ 回答方法

郵送、ファクシミリ又は電子メールにより個別に回答するほか、岩手県ふるさと振興部 県北・沿岸振興室ホームページに掲載します。

(3) 申請書類の受付

ア 受付期間

令和7年8月4日（月）から令和7年9月5日（金）まで（土日及び祝日は除く。）
午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

岩手県ふるさと振興部県北・沿岸振興室県北・沿岸振興担当に持参するか、書留郵便により郵送（受付最終日の午後5時必着）してください。

※ ファクシミリ、電子メールでの申請は受け付けません。

(4) 提出書類

申請に当たっては、平庭高原体験学習館又は平庭高原自然交流館の施設を区別して次の書類を提出してください。いずれか一方の施設又は両方の施設について申請することができます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

各書類とも**8部（正本1部、副本7部（副本は写しで可））**提出してください。

1 指定管理者指定申請書（様式第1号）
2 グループ申請構成表（様式第1－1号） ※グループで申請する場合のみ
3 団体概要書（様式第2号）
4 管理運営計画書（様式第3号）
5 収支計画書（様式第4号）
6 人員配置計画書（様式第5号）
7 利用促進及び管理運営計画書（様式第6号）
8 再委託予定調書（様式第7号）
9 誓約書（様式第8号）
10 申請者に係る書類（※グループで申請する場合は、全構成団体分を添付）
(1) 団体概要書（様式第2号）へ団体の概要を示すパンフレット等があれば添付
(2) 定款又は寄付行為（又は定款等に代わる規約）
(3) 法人登記簿謄本又は登記事項証明書（又は代表者の住民票の写し）
(4) 申請日の属する会計年度の収支予算書
(5) 過去3会計年度分の収支計算書、貸借対照表及び損益計算書（又は、過去3会計年度分の収支計算書）
(6) 前年度の事業報告書
(7) 直近の納税証明書その1（法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税）
(8) 役員名簿

※ 新設団体等事業報告書のない団体にあつては、総会等の議事録及び設立後申請までの活動内容を記載した書類を添付してください。

(5) その他

現地見学会は実施しませんので、施設の見学を希望する場合は、「10 お問合せ及び申請書類提出先」までご相談ください。

8 申請に関する留意事項

(1) 失格又は無効

次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は無効又は失格となることがあります。

- ア 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- ウ 申請書類に虚偽の記載があったとき。
- エ 複数の事業計画書を提出したとき。

オ いわて体験交流施設指定管理者選定委員会委員、本県職員並びに本件関係者に対し、本件応募についての不正な接触の事実が認められたとき。

カ 申請資格を有していないことが判明したとき。

キ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

ク 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めたとき。

ケ その他不正な行為があったと県が認めたとき。

(2) 申請内容変更の禁止

提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。(軽易なものを除く。)

(3) 申請書類の取扱い

ア 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、本件指定に関係して公表する場合その他県が必要と認めるときは、県は提出書類の全部又は一部を無償で使用するものとします。

イ 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

ウ 返却等

提出された書類は返却いたしません。

(4) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(様式任意)を提出してください。

(5) 費用負担

申請に係る経費等はすべて申請者の負担とします。

(6) 情報公開

申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(7) 提出書類の様式等

原則として、A4の大きさの用紙(A3版を折り込んでA4版とすることは可)とし、別途指定した様式に記入してください。

各項目のページ数の制限はありませんが、提出にあたっては、提出書類の下欄にページ数を記載してください。

なお、管理運営計画書(様式第3号)及び利用促進及び管理運営計画書(様式第6号)について、便宜上回答を要する箇所にあらかじめ枠をつけていますが、回答記入に当たって、適宜消去してもかまいません。

9 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定に当たっては、「いわて体験交流施設指定管理者選定委員会」において、審査(書類審査及びプレゼンテーション審査)により選定します。

(1) 指定管理者選定委員会による審査(書類審査及びプレゼンテーション審査)

書類審査及びプレゼンテーション審査により、指定管理者候補を選定します。

書類審査については、7(4)提出書類に不備や虚偽記載等がないか確認します。

プレゼンテーション審査については、1申請団体あたりのプレゼンテーションの時間は15分以内、その後15分以内で質疑応答を行います。なお、グループ申請の場合は、すべてのグループ構成団体から説明者を出席させてください。

審査の結果は、対象の団体に通知します(9月下旬を予定)。

(2) 指定管理者の指定手続き

選定された団体については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者と

して指定する議案を県議会に対して提案し、議決後に指定管理者として指定します。

(3) 選定基準及び審査内容

指定管理者を選考する際の選定基準、審査内容及び配点は次のとおりです。

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
1 県民の平等な利用の確保が図られるものであること。 (第1項第1号)	設置目的の理解	事業計画が、施設の設置目的を理解した内容となっているか。	10	5
	平等利用の確保	事業計画が、県民の平等な利用が図られる内容となっているか		5
2 設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。 (第1項第2号)	利用促進計画	施設の利用促進に向けて、適切な計画を有しているか。	45	10
	地域との連携	地域住民、関係団体及び周辺施設と連携（いわて体験交流施設相互間連携を含む。）し、地域への貢献が図られる内容となっているか。		10
	サービス向上のための計画	利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。		5
		利用者からのクレーム対応は適切か。		5
	施設管理の手法	適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか		5
		効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。		5
		環境に配慮した管理運営となっているか。		5
3 施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること。 (第1項第3号)	収支計画	収入、支出の積算が妥当であり、事業計画との整合性は図られているか。	35	10
	経営基盤	経営基盤が安定しており、事業計画に沿った管理を行う能力を有しているか。		10
	実施体制	施設の機能を十分に発揮しつつ、管理運営を行うことができる職員構成、職員数であるか。		10
		施設の管理運営業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。		5
4 その他 (第1項第4号)	情報管理	情報公開及び個人情報保護対策は万全か。	10	5
	災害対応	災害その他緊急時の危機管理体制は確立しているか。		5

10 お問合せ及び申請書類提出先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県ふるさと振興部県北・沿岸振興室 県北・沿岸振興担当

電 話：019-629-5211

F A X：019-629-5254

E mail：AB0016@pref.iwate.jp